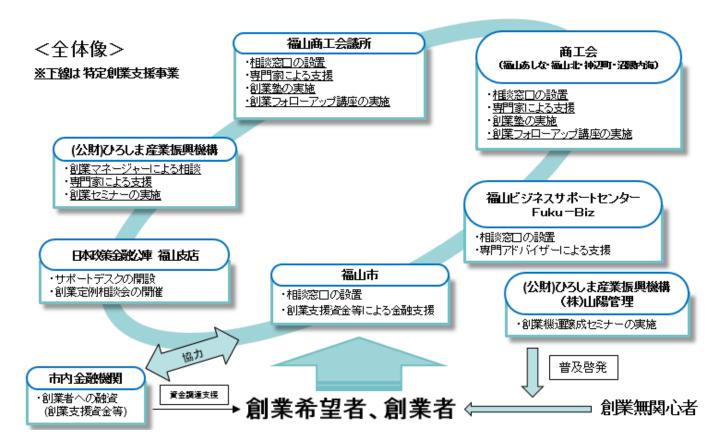
# 福山市での創業を応援します

## 創業を目指す方へ

福山市は、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を実施しています。



## 1 特定創業支援事業について

特定創業支援事業とは,創業支援事業のうち,創業を希望する方に対する継続的な支援で,経営,財務,人材育成,販路開拓など,創業に必要な知識をすべて身につけることができる事業をいいます。(上の図の下線部分です。)

合計 4 回以上, かつ, 1 か月以上 1 年以内の期間, 継続的に特定創業支援事業を受けた 創業者には, 様々な優遇措置が適用されます。

- 経営:経営全般,経営理念,経営戦略,事業計画策定等に関すること
- 財務:財務,会計,経理,税務,資金繰り・資金調達等に関すること
- 人材育成:従業員の雇用.人材確保.人事・労務管理.人材育成等に関すること
- 販路開拓:商品開発,マーケティング,店舗演出,販売促進,販路開拓等に関すること

## 2 特定創業支援事業を受けた方への優遇措置

優 遇 措 置 (書類の提出先)	内 容	対 象 者
①会社設立時の登録免許税 の減免 (法務局)	- 登記にかかる登録免許税 株式会社・合同会社は, 資本金の 0.7%→0.35% (株式会社の最低税額 15 万円 →7.5 万円, 合同会社の最低 税額 6 万円→3 万円) 合名会社・合資会社は, 1 件につき 6 万円→3 万円	・事業を営んでいない個人 または事業開始後 5 年未満 の個人で,市内で会社を設立 予定の方 (既に会社を設立した方が組 織変更を行う場合は対象外 です。)
②無担保,第三者保証人 なしの「創業関連保証」の 特例適用 (広島県信用保証協会)	・事業開始の2か月前から →6か月前から利用可能	・事業を営んでいない個人 ・事業開始後5年未満の個人 または法人
③「新創業融資制度」の 自己資金要件の充足 (日本政策金融公庫)	<ul><li>・自己資金要件(開業資金総額の 1/10 以上を保有)を充足したものとみなす</li><li>・新規開業支援資金の貸付利率引下げの対象となる</li></ul>	・市内で事業開始予定の個人 ・市内で事業開始後に税務 申告を2期終えていない 個人または法人
④本市及び広島県の「創業 支援資金」の特例適用 (取扱金融機関)	・事業開始の1か月前または 2か月前から利用可能 → 6か月前から利用可能	・事業を営んでいない個人

### 3 優遇措置を受けたい方へ

上記①~⑤の申請に際しては、特定創業支援事業を受けたうえで、次のとおり 福山市長が発行する証明書を添付することが必要です。

## 証明書の交付申請ができる方 (申請時に次のすべての要件を満たしていること。)

- (1) 事業を営んでいない個人、または事業開始後5年未満の個人または法人
- (2) 特定創業支援事業による支援を4回以上かつ原則1か月以上継続的に受けていること
- (3) 特定創業支援事業による支援によって、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る知識 をすべて得ていること
- (4) 創業予定の事業が公の秩序または風俗を害するおそれがないものであること

## 証明書の交付申請に必要な書類

- (1)「申請書」: 用途に応じて必要な証明書の枚数 + 福山市保管用の1枚 (2 枚目以降はコピーで結構ですが押印はすべての申請書にしてください。)
- (2)「個人情報の提供等に関する同意書」: 1枚
- (3)「委任状」: 1枚(商工会議所・商工会等が代行する場合)
- (4) 主催者が発行する「特定創業支援事業の修了証」があれば、その写しを1枚
- 福山市役所Webサイト産業振興課のページで必要書類をダウンロードできます。
- 原則として証明書の再交付は行いません。複数個所に提出予定の方は、必要な枚数の申請をしてください(提出先により写し可の場合があります)。
- 費用は無料ですが、申請内容の審査のため、申請から交付まで2週間程度要します。
- · 受付窓口:福山市役所 産業振興課 (福山市東桜町3番5号 7階)

#### 4 お問い合せ先

福山市産業振興課084-928-1039福山商工会議所084-973-6355福山あしな商工会084-752-4882福山北商工会084-976-3111神辺町商工会084-963-2001沼隈内海商工会084-987-0328

広島県商工会連合会 東部支所 084-960-3107

(公財) ひろしま産業振興機構(ひろしま創業サポートセンター) 082-240-7702

(公財) ひろしま産業振興機構 福山支所(ひろしま創業サポートセンター) 084-926-2670 株式会社日本政策金融公庫 福山支店 国民生活事業 融資第二課 084-922-6550

## 福山市の創業支援施策のご案内

#### 1 専門家による支援

- (1) 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz(何度でも無料) 強みやセールスポイントを見つけ、お金をかけずに事業を上向きに する方法を一緒に考えます。結果が出るまで全力でサポートします。 <お問い合わせ先> Fuku-Biz 電話:084-959-5210
- (2) 産業支援コーディネーター派遣事業 (25時間/年度まで無料) 備後地域の企業OBを中心とした各分野の専門家がサポートします。 <お問い合わせ先> 産業振興課 電話:084-928-1039
- (3) 中小企業診断士によるビジネス相談会 中央図書館にて、毎月第4土曜日13時~18時に予約制で開催します。 〈お問い合わせ先〉 中央図書館 電話:084-932-7222

#### 2 融資制度

創業希望者または創業後5年未満の事業者に対し、取扱金融機関が低利融資します。

融資限度額 2,000万円 融資期間 10年<お問い合わせ先> 産業振興課 電話:084-928-1041

#### |3 創業関連セミナーの開催

## 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号) 第7条第1項の規定による証明に関する申請書

年 月 日

期間

福山市長 枝広 直幹 殿

区分

住 電話番号 名 称 名 前

産業競争力強化法第114条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第22項に 規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

内容

1 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容及び期間

創業支援事業者

L										
	経営			□集合研	F修	年	~月	日		
	/PI 户			□個別⇒	泛援	年	月	日	(	日間)
	財務			□集合研	F修	年	~月	日		
	<b>米1 4万</b>			□個別支	泛援	年	月	日	(	日間)
	人材			□集合研	F修	年	~	日		
	育成			□個別支	泛援	年	月	日	(	日間)
	販路			□集合研	F修	年	~	日		
	開拓			□個別支	泛援	年	月	日	(	日間)
2	会社の商号(屋号)及び	本店所在	地							
	(1) 商号(屋号)								<u>—</u>	
	(2)本店所在地								_	
3	会社の資本額		万	河 (会社	の場合)	_				
4	事業の業種及び内容	業種 _								
		内容 _								
5	事業の開始時期 _		年	月	日					
Ī	証明日 年	月	日				;	福産振	第	号
F	申請者が,上記の認定特定	創業支	援事業に	こよる支援	を受けた	とことを記	明す	る。		
				福	山市長	枝 広	直	幹		
7	本証明書の有効期限:	年	月	日						
	ツ 計明りょさ 切答 レデュケビ	u <del></del>	10 14 II+ DI	14th EE 34-3 - +	+ * > + +		T. 0 F			. 1 .

- ※証明日から起算して1年以内かつ租税特別措置法に基づく有効期限 令和6年3月31日以内
- ※法改正等により優遇措置が廃止された場合や、申請者が産業競争力強化法で定める創業者に該当しなくなった場合、優遇措置は適用されません。
- ※会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

## 特定創業支援事業に係る個人情報の提供等に関する同意書

年 月 日

福 山 市 長 様 認定連携創業支援事業者代表者 様

住 所

名 称

名 前

私は、福山市から経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく 証明を受けるにあたり、次の事項(1~3)について同意します。

- 1 私が受けた特定創業支援事業に係る内容を照会するため、福山市が認定連携創業支援事業者に、私の住所、名前等の個人情報を提供すること、及び支援を受けた事業名と内容、その期間についての情報を徴取すること。
- 2 当該創業支援事業者が、私の上記情報について福山市に報告すること。
- 3 福山市及び認定連携創業支援事業者が、特定創業支援事業に付随する業務の遂行のために必要な範囲で個人情報を共有すること。

## 委 任 状

## 【代 理 人】

住 所

名 前

(担当者)

### 【委任内容】

上記の者を代理人と定め、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規 定に基づく証明申請及び当該証明書の受領を委任します。

#### 【申 請 先】

福山市 経済環境局 経済部 産業振興課

年 月 日

## 【本 人(創業者)】

住 所

名 称

名 前

#### 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

- 1. 会社※1設立時の登録免許税の減免について
- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減 \*2を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の 代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際に は、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。
  - ※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。
  - ※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減)、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。
- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録 免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市(町村)が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

#### 2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保,第三者保証人なしの創業関連保証が,事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには,手続を行う際に,信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途,審査を受ける必要があります。
- (2) 本市(町村)が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。
- 3. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について
- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、利用することが可能です(別途、審査を受ける必要があります)。
- (2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。
- 4. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて
- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能(別途、審査を受ける必要があります)。